

平成29年度（第1回）  
既存建築物省エネ化推進事業

募集要領  
【Ver.2】

平成29年4月

## 提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除を行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の解除等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

# 目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2.1	対象事業	1
2.1.1	対象事業の種類	1
2.1.2	対象事業の要件	1
2.2	対象事業者	4
2.2.1	補助を受ける者	4
2.2.2	提案者	4
2.3	補助額	4
2.3.1	省エネルギー改修に係る補助額	4
(1)	建設工事等に係る補助額	4
(2)	エネルギー使用量の計測等に係る補助額	6
(3)	省エネルギー性能の表示に係る補助額	6
(4)	附帯事務費	6
(5)	標準単価方式による補助額	7
(6)	補助限度額	7
(7)	その他	8
2.3.2	バリアフリー改修工事に係る補助額	8
(1)	バリアフリー改修工事に係る補助額	8
(2)	附帯事務費	9
(3)	補助限度額	9
(4)	その他	9
2.4	複数年度にまたがる改修事業に対する補助	9
3	事業の実施方法	9
3.1	提案公募	10
3.1.1	公募	10
3.1.2	審査結果	10
3.2	補助金交付	11
3.2.1	交付申請	11
3.2.2	申請の制限	11
3.2.3	交付決定	11
3.2.4	補助事業の計画変更について	12
3.2.5	実績報告及び額の確定について	12
3.3	事業中及び事業完了後の留意点	12
3.3.1	取得財産の管理等について	12
3.3.2	建築物の解体撤去または建て替えについて	13

3. 3. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	13
3. 3. 4	実績の報告	13
3. 3. 5	事業成果等の公表	14
3. 3. 6	個人情報の使用・利用目的	14
3. 3. 7	その他	14
4	応募方法	15
4. 1	公募・事業登録期間	15
4. 2	問い合わせ先、資料の配付	15
4. 3	提出方法	15
4. 3. 1	事業登録	15
4. 3. 2	応募書類の提出	17
4. 4	提出書類	17
提案申請書 様式		
	非住宅の提案申請書 様式	27
参考		
	補助事業施工業者等に関する宣誓書	63
参考資料		
	提案募集に関するQ & A	64

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を4. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示することを要件に国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

なお、応募多数の場合、優先順位を付けて採択を決定します。

## 2. 事業内容

### 2. 1 対象事業

下記の要件に適合する既存建築物に係る省エネ化推進事業

#### 2. 1. 1 対象事業の種類

既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下、「非住宅」という。）の改修

※ 構造躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とします。

※ 省エネルギー改修工事には、エネルギー使用量の計測・管理及び省エネルギー性能の表示に係る工事等を含みます。

※ 工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換は対象外とします。

※ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

#### 2. 1. 2 対象事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑦の要件を全て満足する必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して 15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること（※1、※2、※3）。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと（※4、※5）。
- ④ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること（※6）。
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※7）。
- ⑥ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が 500 万円以上であること。（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑦ 平成 29 年度中に着手するものであること（※8）。

※1 改修工事を伴わず、エネルギー使用量の計測等のみを行う事業は対象外です。

※2 15%以上の省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※3 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※4 一定の省エネルギー性能に関する基準とは、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」（以下、「建築物省エネ法」という。）第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準（基準エネルギー消費量の1.1倍）を満たすことをいいます。

※ 建築物省エネ法に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)）

※5 採択されたプロジェクトは、当該建築物が改修後に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を、3.2.5に記載の「補助事業完了実績報告書」と併せて提出していただきます。提出された第三者評価の評価結果が、所定の省エネルギー性能を満足していない場合、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。第三者評価は、BELS※による評価結果またはこれと同等のものを提出いただくこととします。

※「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が制定した「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」において第三者認証制度の一つとして位置づけられたラベリング制度です。詳細は下記のホームページを参照してください。

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000114.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)）

「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

（<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>）

※6 改修工事の完了後に、第三者評価を受けた省エネルギー性能を表示していただきます。表示方法は、当該建築物にプレート等を設置することなどとなります。また、3.2.5に記載の実績報告において、省エネルギー性能を表示している様子が分かる書類を提出していただきます。

※7 建物全体または設備単体等のエネルギー使用量の実態を把握するために必要となる計測が対象となります。ただし、実態を把握する方法は提案者が提案する方法とし、新たに計測設備を設置せずに実態を把握できる場合は、計測設備の設置は不要です。

例1：エネルギー事業者からの料金請求書等に記載されている使用量を建物全体のエネルギー使用量として集計し、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位※等により継続的な管理を行う

例 2 : 改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握する

例 3 : 設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握する

例 4 : エネルギー使用量が見える化するシステムの活用等により、各種設備の運用状況やエネルギー使用量等を把握する

※ エネルギー使用量を、建物床面積等で除したものでエネルギー使用量の管理の指標となるもの

※ 8 補助対象となる省エネルギー改修工事（エネルギー使用量の計測・管理に係る工事や省エネルギー性能の表示に係る業務等を含む）、バリアフリー改修工事のいずれかの着工をもって着手とみなします。

## 2. 2 対象事業者

### 2. 2. 1 補助を受ける者

本補助金の交付を受けて省エネ化事業を行う建築主等

(E S C O事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む)

### 2. 2. 2 提案者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。また、本事業の提案内容について確認等を行う場合がありますので、補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募することも可能です。この場合、必ず、建築主等の補助を受ける者との連名で応募してください。

※事務代行者として応募する場合は、採択後の交付申請時に、補助を受ける者が事務代行者に対して委任状を提出する必要があります。

※同一建物で非住宅における省エネ改修工事は一つの提案として応募してください。なお、同一建物について、複数の応募があった場合は全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

※補助対象となる建物は確定していることが必要です。

※環境未来都市に立地するプロジェクトについては、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境未来都市計画」:

( <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/plan.html> )

## 2. 3 補助額

### 2. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額

省エネ改修に係る補助額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額、(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額及び(4)に掲げる附帯事務費の合計です。

なお、平成29年度の募集では、建築物の改修による省エネ効果に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金額を算定する方法(以下、「標準単価方式」という。)でも応募可能で、(5)に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

#### (1) 建設工事等に係る補助額

##### ① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。(ただし、開口部の日射調整フィルム(※1)の工事に係る補助金の額は、当該費用の6分の1以内の額とします(日射調整フィルムの工事費のうち、2分の1の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、3分の1以内の額を補助します。))

##### 1) 工事費



躯体（外皮）の省エネ改修工事に要する費用、設備の附帯工事費。

## 2) 設備費

原則として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備の設備費。

### ② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

- ・ 冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等
- ・ 壁掛け式熱交換型換気設備
- ・ 浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち、電球の交換など工事を伴わない器具の交換
- ・ 専用形非常灯
- ・ 外灯、看板など屋外に設置する照明設備
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・ 原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電設備
- ・ 蓄電池

(※1) 躯体（外皮）の省エネ改修としては、屋根・外壁等（断熱）、開口部（複層ガラス、二重サッシ等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）等の構造躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。ただし、今回の募集では、下記1)～6)のすべてを満足する日射調整フィルムについては、躯体（外皮）の省エネ改修として、補助対象とします。

- 1) JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること<sup>注1)</sup>
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量及び増加量がシミュレーション計算等により確認されており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「建築フィルム1・2級技能士<sup>注2)</sup>」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、

採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご注意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)によるものとする。

注2) ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)における建築フィルム作業の合格者とする。

## (2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額

### ① 補助額

エネルギー使用量の計測等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、これが100万円を超える場合は、建設工事等に係る事業費の10%以内の額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。複数棟をまとめて提案する場合は、建物毎に補助金の額を算定してください。

#### 1) 工事費(機器設置費等)

- ・計測機器等の設置に係る費用

#### 2) 設備費(計測機器費)

- ・センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等

### ② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・エネルギー計測・管理システムの運用に係る費用(電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)

## (3) 省エネルギー性能の表示に係る補助額

### ① 補助額

補助額は、設計一次エネルギー消費量、B E I等の計算に要する費用、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)(※)及び評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)の合計の3分の1以内の額とします(ただし、採択後に着手するものに限る)。

(※)B E L S以外の第三者評価を受ける場合は、B E L S評価で同様の評価手法を用いた場合の申請費用を上限とします。

### ② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・採択前に省エネルギー性能の第三者評価を受ける申請費用

## (4) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、別表3.1に掲げる附帯事務費として上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)、(2)に掲げるエネルギー使用量

の計測等に係る補助額（国費）と（３）に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額（国費）の合計額の２．２％以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表３．２に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

#### （５）標準単価方式による補助額

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表４に掲げる当該建築物の省エネ効果に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の３分の１の額とします。

また、補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を上記（１）から（３）に掲げる項目及び（１）から（３）以外の省エネルギーに関する工事並びにそれらの設計費に特定していただき、その費用の合計（以下、「総事業費」という。）に０．８５を乗じて算出した額の３分の１以下の額とします。補助対象工事を特定する場合、上記（１）の②に掲げる建設工事等、同（４）に掲げる附帯事務費は対象外とします。

$$\text{補助額} = \text{延べ床面積}^1 \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^2 \times 1/3 \leq \text{総事業費}^3 \times 0.85 \times 1/3$$

1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m<sup>2</sup>)

(申請建物の延べ床面積を証明するため建築確認申請書のコピーを提出してください。)

2) 別表４に掲げる省エネ効果に応じた標準単価

3) 下記費用の合計

- a. (１) に掲げる省エネルギー改修工事等の費用
- b. (２) に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る費用
- c. (３) に掲げる省エネルギー性能の表示に係る費用
- d. (１) ～ (３) 以外の省エネルギーに関する工事費用
- e. 上記 a. ～ d. に関する設計費

なお、提案申請時は省エネ計算の算定結果に応じて別表４に掲げる標準単価を選択することで応募できますが、採択以降は、当該方式から変更することはできませんので留意してください。

#### （６）補助限度額

上記の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）、（２）にエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）、（３）に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額（国費）及び（４）に掲げる附帯事務費の合計額について、１事業あたり５，０００万円を補助限度額とします。うち、（１）に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）及び（２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）の合計額において、設備に要する費用は２，５００万円を補助限度額とします。

また、（２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、１００万円を超える場合は１事業あたり建設工事等に係る事業費の１０％以内を限度とし、１００万円以下の場合、当該補助対象事業費の額とします。

一方、上記の（５）に掲げる標準単価方式を選択する場合は、（４）に掲げる附帯事務費と（５）の標準単価方式による費用の合計額は、１事業あたり５，０００万円を補助限度額とします。また、採択後、交付申請時に補助対象工事を特定する場合、（１）に掲げる建設工事等に係る補

助額（国費）及び（２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）のうち、設備に要する費用は２，５００万円を補助限度額として査定します。

（７）その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

２．３．２ バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、２．３．１の省エネ改修工事に係る補助額に加え、（１）に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみ実施する提案は認められません。

（１）バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表２のⅠ）～Ⅷ）のいずれかの箇所のバリアフリー改修（バリアフリー化のための新設を含む。）に係る工事費の合計の３分の１以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネ改修工事に係る補助額以下とします。

別表２ 補助対象となるバリアフリー改修工事

改修箇所	工事内容
Ⅰ）出入口	※別表５の仕様を満たす改修工事
Ⅱ）廊下等	
Ⅲ）階段	
Ⅳ）傾斜路（スロープ）	
Ⅴ）エレベーター（Ⅵ）を除く。）及びその乗降ロビー	
Ⅵ）特殊な構造または使用形態のエレベーター	
Ⅶ）特殊な構造または使用形態のエスカレーター	
Ⅷ）便所	

（２）附帯事務費

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、本補助事業の遂行に必要な経費の実績に基づいて、別表３．１に掲げる附帯事務費として上記（１）に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の２．２％以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表３．２に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

### (3) 補助限度額

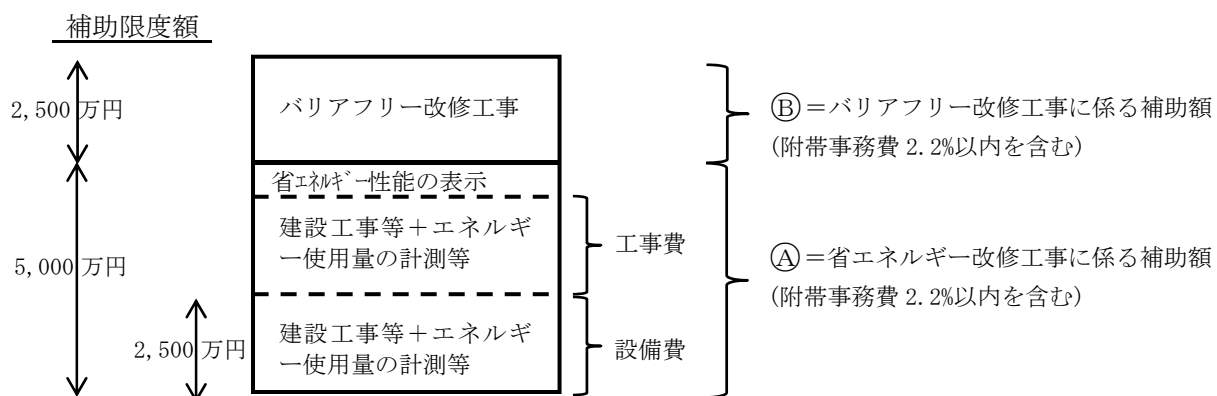
省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1 省エネ改修工事に係る補助額に、(1) に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2) に掲げる附帯事務費の合計で1事業あたり2, 500万円を補助限度額として加算できます。

### (4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

### (参考) 補助限度額のイメージ



※ Ⓐ ≥ Ⓑ となること。

※ エネルギー使用量の計測等に係る補助額は、建設工事等に係る事業費の10%以内を限度。ただし、100万円以下の場合、当該補助対象事業費の額とします。

## 2. 4 複数年度にまたがる改修事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、平成31年1月末までに当該事業を完了するものを対象とします。

## 3. 事業の実施方法

当該事業は、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

### (1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、学識経験者等に

よる評価委員会の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

## (2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

## 3. 1 提案公募

### 3. 1. 1 公募

4. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出いただく書類は次のとおりです。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

#### (1) 省エネ改修の内容

提案する躯体（外皮）改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

#### (2) 省エネ改修の範囲

躯体（外皮）改修について、項目別に改修範囲を明示し、項目別の改修割合等を記載してください。また、設備改修について、改修範囲を明示し、設備別の改修割合等を記載してください。

#### (3) 省エネ改修の省エネ効果

提案する省エネ改修の省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。

#### (4) エネルギー使用量の計測・管理の内容

提案するエネルギー使用量の計測、エネルギー管理の内容について、目的、計測範囲や計測方法などを記載してください。

#### (5) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

#### (6) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネルギー改修工事（計測機器の設置工事を含む）、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

### 3. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※ 補助対象事業は、採択通知日以降に実施する省エネルギー改修工事（エネルギー使用量

の計測・管理に係る工事や省エネルギー性能の表示に係る業務等を含む)、バリアフリー改修工事に限ります。

### 3. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

#### 3. 2. 1 交付申請

交付申請は別に定める期間に行ってください。交付申請が実施されない場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書、建築士による確認書類\*等、必要な書類を提出いただき、その内容を確認すると共に、補助対象工事（省エネルギー改修工事及びバリアフリー改修工事）及び補助額についても精査を行います。

なお、代表提案者が以下の（１）～（４）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、価格の妥当性を確保するため、３者以上からの見積り結果の添付を求めます。

３者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）代表提案者自身が代表を務める企業等
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）
- （４）代表提案者が役員に就任している企業

※ 補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

※ 採択後の手続きにおいて、建築士による確認が必要であり、建築士は確認内容について責任を持つものとし、その旨を証明する書類を提出する必要があります。なお、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行う場合があることをご留意ください。

#### 3. 2. 2 申請の制限

過去３カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助事業への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：本田

電話：０３－５２５３－８１１１

内線：３９－４３７

#### 3. 2. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。

- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

### 3. 2. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①または②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、または廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金を返還いただくことがありますのでご注意ください。

### 3. 2. 5 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

また、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けた評価結果についても併せて提出していただきます。

「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価結果が所定の省エネルギー性能に関する基準を満足していることを確認し、更に必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。なお、「補助事業実績報告書」とあわせて、補助対象部分の支払いを証明する書類（工事契約書、領収書）等の提出を求めます。詳細は採択時にお知らせします。

※工事完了後に補助対象となっている省エネルギー改修工事、エネルギー使用量等の計測機器の設置、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真、及び所定の省エネルギー性能であることに関する第三者評価による評価結果またはこれと同等のものを表示している様子が分かる書類（写真等）の提出を求めますので、ご注意ください。

### 3. 3 事業中及び事業完了後の留意点

#### 3. 3. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補



助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

### 3. 3. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

- ①本補助を受け改修を行なった建築物を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となることに留意し、補助の申請時においては、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

### 3. 3. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

### 3. 3. 4 実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則2年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネ改修等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※ 改修前のエネルギー消費量は、改修前の1年間について建物全体の月別エネルギー使用量（複数年間の平均値でも可）を報告していただきます。

※ 改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量を報告していただきます。

（例 平成29年11月に工事が完了した場合：平成29年12月～平成30年3月及び平成30年4月～平成32年3月までのエネルギー使用量を報告）

※ その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

### 3. 3. 5 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

### 3. 3. 6 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

### 3. 3. 7 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日付け国住生第 729 号）

十一 その他関連通知等に定めるもの

#### 4. 応募方法

##### 4. 1 公募・事業登録期間

平成29年4月24日（月）～平成29年6月2日（金） 消印有効

##### 4. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、質問者に回答させていただきます。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。

募集要領は、下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。また下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

FAX : 03-3222-7722

メールアドレス : kaishu@hyoka-jimu.jp

ホームページ : <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

(電話番号 : 03-3222-8055)

##### 4. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

##### 4. 3. 1 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容 : 事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネ改修等事業の概要など

(2) 留意点

① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。4. 4に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。

② 事業登録では、省エネ改修等の事業内容についても登録していただきますので、省エネ改修等の事業内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。

③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず

通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただきます。

- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

※電子メールアドレスがない場合などは、4.2に記載の問い合わせ先までご相談ください。

<事業登録の内容>

1. 提案者及び事務連絡先

事業名			
提案者名	建築主	(代表提案者 <input type="checkbox"/> )	
	リース事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/> )	
	ESCO事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/> )	
	その他	(代表提案者 <input type="checkbox"/> )	
代表提案者	所属	法人名	フリガナ
		部署	役職
	代表者	氏名	フリガナ
事務連絡先	区分 (選択)	<input type="checkbox"/> 提案者 <input type="checkbox"/> 事務代行者	
	所属	法人名	フリガナ
		部署	役職
	担当者	氏名	フリガナ
	住所	郵便番号	
		住所	
	連絡先	E-mail	
電話番号			
FAX番号			

2. 応募する省エネ改修工事の概要

(1) 補助事業の実施場所

建物名		
所在地		
建築概要	延床面積: m <sup>2</sup>	階数: 地上 階 / 地下 階
建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(2) 省エネ改修の概要 (その他の場合は工事内容を記載すること)

躯体改修	<input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁 <input type="checkbox"/> 日射遮蔽 <input type="checkbox"/> その他 ( )
設備改修	<input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 昇降設備 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

3. 上記のほか、まとめて提案する予定の建物の有無

複数棟の提案の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (上記2を含めた合計建物数 非住宅 棟)
-----------	---

#### 4. 3. 2 応募書類の提出

郵送（※）のみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法で申し込みをしてください。

郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「既存建築物省エネ化推進事業 応募書類在中」の旨を記載してください。（公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。）

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

#### 4. 4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

##### (1) 提出部数

3部（正1部、副（正のコピー）2部※）

※ 正にカラーページがある場合には、副の2部についてもカラーで提出して下さい。

##### (2) 提出書類

1棟の建築物の提案を応募する場合と、複数棟の建築物をまとめて提案する場合で、一部様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。

##### ※ 注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑯までをA4サイズ片面印刷にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めまたはクリップ留めしてください。（ファイル等に綴じる必要はありません）
- 3) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑰及び⑱は、提案申請書とは別に添付してください。
- 4) 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入して下さい。
- 5) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		提出部数	備考
	1 棟	複数棟		
①提案申請書	◎	◎	3 部 (正 1 部、 副 2 部)  ※ A 4 サイズ として 1 部 づ つホチキス留 めのこと	様式 1
②フェイスシート	◎	◎		様式 2 - 1
③補助事業の実施体制	○	○		様式 2 - 2
④補助事業の実施場所の概要	—	◎		様式 2 - 3
⑤提案事業の概要 (省エネ改修 工事及びエネルギー計測・管理 等)	◎	◎		様式 3 - 1
⑥改修割合の算定シート	◎	◎		様式 3 - 2
⑦省エネ効果の計算シート	◎	◎ (建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式 3 - 3
⑧省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	(どちらかの 様式を使用)	(建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式 3 - 4
⑨省エネ効果等の計算根拠	◎	◎		様式 3 - 5
⑩エネルギー計測・管理の内容	◎	◎		様式 3 - 6
⑪事業計画及び補助申請額	◎	◎ (複数棟用)		様式 4 - 1
⑫事業費の内訳 (建設工事等に 係る事業費、エネルギー使用量 の計測等に係る事業費)	◎	◎ (複数棟用)		様式 4 - 2, 4 - 3
⑬標準単価方式による補助金 の額の算定	○	○ (複数棟用)		様式 4 - 4
⑭バリアフリー改修工事の概 要及び事業費の内訳	○	○ (複数棟用)		様式 4 - 5 (バリアフリー 改修工事を実 施する場合)
⑮日射調整フィルムに関する 添付資料	○	○		別添様式 1 (日射調整フィルム による改修を 提案する場合)
⑯所定の省エネルギー性能に 関する基準を満たすこと及 びその表示を確約する念書	◎	◎	別添様式 2	
⑰耐震改修促進法に基づくチ ェック項目	◎	◎	別添様式 3	
⑱応募書類のチェック表	◎	◎	別添様式 4	
⑲改修対象範囲等を明示した 図面類	◎	◎	各 3 部 (正 1 部、副 2 部)	別添資料 1 (書式自由)
⑳エネルギー使用量の計測範 囲・方法を明示した図面類	◎	◎		別添資料 2 (書式自由)

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書（様式1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・バリアフリー改修工事の実施の有無を記入してください。
- ・代表提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を捺印し、個人の場合は個人名と実印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート（様式2-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、実線の枠内に添付してください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。  
(作業協力者がいない場合は、提出の必要はありません。)
- ・省エネルギー改修工事、エネルギー計測・管理における各者の役割を明記してください。

④補助事業の実施場所の概要（様式2-3）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください（1棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません）。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、建物用途は、様式3-4の「別添資料 別表1」の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。

⑤提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理）（様式3-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・事業全体の概要には、省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事の実施期間及び様式3-3以降で計算される省エネ率、様式4-1で計算される事業費合計及び補助申請額などを記載してください。
- ・省エネ改修の目的は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・エネルギー計測・管理の目的を箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・省エネ改修内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを記載してください（後述⑱参照）。
- ・また、エネルギー使用量の管理等に貢献する取組みを目的に、改修設備等のエネルギー計測・管理を行う場合は、改修する部位や設備との関係がわかるように、計測範囲、計測対象設備等を図示してください（後述⑲参照）。

#### ⑥改修割合の算定シート（様式3-2）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。  
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・躯体改修工事の改修割合の算定に用いる項目別面積は、別添資料1（後述⑩参照）として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・設備改修工事における改修割合の算定において、建物用途については、様式3-4の別添資料「記入上の留意点」を参照の上、同別添資料の別表1の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。また、改修前エネルギー消費割合については様式3-4に、設備別の改修割合については様式3-5に算定根拠を記載してください。
- ・躯体工事及び設備改修工事の改修割合、外皮面積に占める改修割合は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入してください。

#### ⑦省エネ効果の計算シート（様式3-3）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。  
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・改修工事内容別の省エネ効果は、提案する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。

#### ⑧省エネ効果の計算シート＜簡易計算用＞（様式3-4）

- ・個々の改修工事について、省エネ効果を計算することが困難な場合などは、様式3-4の簡易計算用シートにて、その効果を簡便に求めることとします。
- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。  
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・様式3-4の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、表中の計算式に従って省エネ効果を算定してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。

#### ⑨省エネ効果等の計算根拠（様式3-5）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加し



ても結構です。

- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、算定の前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。
- ・省エネ改修を実施する設備（改修前設備）の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備（改修後設備）の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として提示してください。なお、別添様式3の後に機器一覧表の記入例を例示していますので、参考に記載してください。
- ・省エネルギー量等は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。

#### ⑩エネルギー計測・管理の概要（様式3-6）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。  
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法について、実施する項目を選択してください。
- ・エネルギー計測・管理の詳細は、設備単体の計測を行う場合のみエネルギー計測方法、管理方法、活用方法等について具体的な取り組みについて記載してください。

#### ⑪事業計画及び補助申請額（様式4-1）

- ・原則、応募書類は1枚（複数棟の場合は2枚）にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、これが100万円を超える場合は、建設工事等に係る事業費の10%以内を額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。
- ・バリアフリー改修工事を実施しない場合は、「バリアフリー改修工事無し」、バリアフリー改修工事を実施する場合は、「バリアフリー改修工事を実施する場合」の様式に記入してください。
- ・バリアフリー改修工事に係る補助申請額は、省エネ改修等における補助額以下としてください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとしてください。特に、補助申請額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

#### ⑫事業費の内訳（省エネ改修における建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費、省エネルギー性能の表示に係る事業費）（様式4-2、4-3）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・建設工事等に係る事業費は、様式3-3や様式3-4の分類に従って、適宜、工事項目を

立てて、仕様、数量を明記してください。設備改修については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。

- ・エネルギー使用量の計測等に係る事業費は、適宜、仕様、数量を明記してください。計測機器については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・日射調整フィルムを採用する場合は、工事費を金額の欄に、その1/2の工事費を備考欄に記載してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

#### ⑬標準単価方式による補助金の額の算定（様式4-4）

- ・標準単価方式により申請する場合は、建物ごとに作成してください。
- ・様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記する場合、小数点第一位を切捨て記入して下さい。
- ・省エネ効果に対応する標準単価に「○」をしてください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。
- ・申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

#### ⑭バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳（様式4-5）

- ・バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。  
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目/5棟」と記載)
- ・バリアフリー改修工事を実施する場所について、別添資料1として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

#### ⑮日射調整フィルムに関する添付資料（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行う場合、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

※応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求められることがあります。

また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料を提出いただくこと

があります。

#### ⑯所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書

##### (別添様式2)

- ・改修後の建築物において、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと、第三者評価による評価結果を表示することを確約する念書です。
- ・念書は、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、補助対象建物の建築主の名称を記載し、代表印を捺印してください。

#### ⑰耐震改修促進法に基づくチェック項目 (別添様式3)

- ・耐震改修促進法に基づくチェック内容を確認し、該当する項目にチェックを行うシートです。
- ・チェック項目シート、建物ごとに作成してください。

#### ⑱応募書類のチェック表 (別添様式4)

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

#### ⑲改修対象範囲等を明示した図面類 (別添資料1)

- ・躯体の改修割合の算定根拠として、立面4面及び平面図(屋根伏)に改修対象となる箇所を図示してください。
- ・バリアフリー改修工事を実施する場合は、平面図に工事場所を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。  
○躯体の改修割合の算定根拠(改修範囲、面積等)
- ・なお、改修範囲等が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

#### ⑳エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類 (別添資料2)

- ・設備単体のエネルギー計測を行う場合は、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図や設備系統図等に計測対象となる範囲や設備、計測箇所等を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。  
○計測範囲及び対象設備、計測点、データ記録方法等
- ・なお、エネルギー使用量の計測範囲・方法が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

別表 3. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表 3. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 4：標準単価方式における標準単価

省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
標準単価(円/m <sup>2</sup> )	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000	24,000

※1：標準単価方式における補助金の額の算定

$$\text{補助金の額} = \text{当該建築物の延べ面積} \times \text{省エネ効果に応じた標準単価} \times 1 / 3$$

(ただし、補助金の額は、総事業費に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。)

$$\text{補助額} = \text{延べ床面積}^{1)} \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^{2)} \times 1/3 \leq \text{総事業費}^{3)} \times 0.85 \times 1/3$$

- 1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m<sup>2</sup>)
- 2) 別表4に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 下記費用の合計
  - a. 省エネルギー改修工事等の費用
  - b. エネルギー使用量の計測等に係る費用
  - c. 省エネルギー性能の表示に係る費用
  - d. 上記a.～c.以外の省エネルギーに関する工事費用
  - e. 上記a.～d.に関する設計費

※2：採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。

※3：提案申請時には、申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

別表5 バリアフリー改修の補助対象となる改修箇所と仕様（※1）

改修箇所	仕様
I) 出入口	次の1～2を満たすこと 1. 幅が80cm以上であること 2. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
II) 廊下等	次の1～4を満たすこと 1. 表面が滑りにくい仕上げであること 2. 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※2） 3. 幅が120cm以上であること 4. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
III) 階段	次の1～5を満たすこと 1. 手すりを設けていること（踊場を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 段が識別しやすいものであること 4. 段がつまずきにくいものであること 5. 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※3）
IV) 傾斜路（スロープ）	次の1～7を満たすこと 1. 手すりを設けていること（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 前後の廊下等と識別しやすいものであること 4. 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※4） 5. 幅が120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であること 6. 勾配が1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であること 7. 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること
V) エレベーター（VI）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー	次の1～6を満たすこと 1. かご及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること 2. かごの奥行きが135cm以上であること 3. 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること 4. かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること 5. かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること 6. 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること
VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター	次の1～4を満たすこと 1. 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であること 2. かごの幅が70cm以上であること 3. かごの奥行きが120cm以上であること 4. 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合において、かごの幅及び奥行きが十分確保されたものであること

VII) 特殊な構造 または使用形態 のエスカレーター		次を満たすこと 1. 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること
VIII) 便所 (※5)	車いす 使用者 用便房	次の1~2を満たすこと 1. 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること 2. 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること
	水洗器 具を設 けた便 房	次を満たすこと 1. 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房であること
	男子用 小便器	次を満たすこと 1. 置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る) その他これらに類する小便器が設けられていること

- ※1 本仕様は原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)における建築物移動等円滑化基準に基づいています。
- ※2 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分 上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」を除く。
- ※3 「自動車車庫に設ける場合」「段部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。
- ※4 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」「傾斜部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。
- ※5 いずれか1以上の改修の場合でも可とする。
- 注1) 仕様に掲げた項目のうち、すでに適合しているものについては、要件を満たしているものとして取扱うことが可能とする。この場合、補助対象は、現在仕様に適合していない項目について適合させる改修工事に係るものとする。
- 注2) バリアフリー改修工事にあたっては、高齢者、障害者等の移動円滑化のための連続性について十分考慮すること。
- 注3) 具体の設計にあたっては、優良な設計事例等を紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考とすること。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」掲載ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>

非住宅の提案申請書 様式

申請日(記入日)	平成	年	月	日
----------	----	---	---	---

国土交通大臣 石井 啓一 殿

## 平成 29 年度 (第 1 回) 既存建築物省エネ化推進事業提案申請書

以下の内容により、既存建築物省エネ化推進事業の提案を申請します。

応募番号	17	-				
------	----	---	--	--	--	--

※事業登録時に発行される  
応募番号を記入のこと

事業名	
-----	--

種別	非住宅	提案建物数	棟
----	-----	-------	---

バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない
------------	-------------------------------	--------------------------------

代表提案者 (注1)(注2)	法人の場合	法人名	フリガナ	印	
		代表者名	部署名		役職名
			フリガナ		
	個人の場合	氏名	フリガナ	印	
	連絡先	電話番号又はメールアドレス			
属性 (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者				

事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ
---------------	------------------	------

(注 1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名及び連絡先、個人の場合は氏名及び連絡先を記載してください。

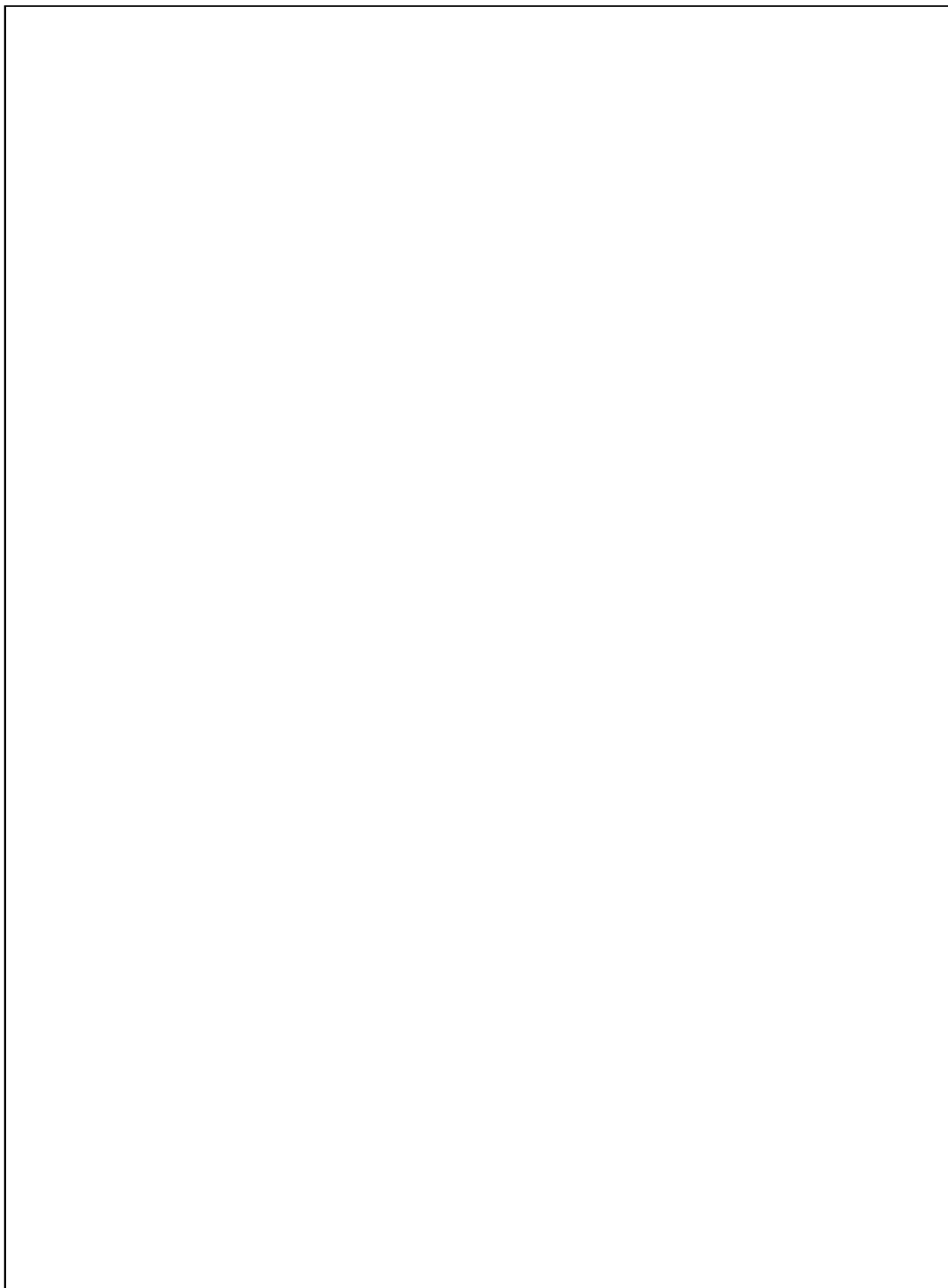
(注 2) 事務代行者は、代表提案者になることはできません。

(注 3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載してください。



フェイスシート

※事業登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付して下さい。



## 補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に本様式 2-2 を添付して下さい。  
 (作業協力者がいない場合、未定の場合は提出不要です)

※省エネ改修工事における役割、エネルギー計測・管理における役割がわかるように、  
 各者の役割も明記して下さい。

事業名			
作業 協力者	設計者		
	施工者		
	リース事業者		
	ESCO事業者		
	建材メーカー		
	機器メーカー		
	商社		
	エネルギー事業者		
	その他		

補助事業の実施場所の概要

※応募する建物が1棟のみの場合は提出の必要はありません。

事業名							
提案建物数		棟					
建物1	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物2	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物3	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物4	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物5	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物6	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物7	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					
建物8	建物名					竣工年	年
	所在地	都道府県		市区町村			
	建築概要	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他( )					

注) 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

## 提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理等）

事業名				
事業全体の概要	工 事	下記工事の種類のうち最初に着手する工事の種類を■で選択し、その工事期間を記載してください。 <input type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 計測工事 <input type="checkbox"/> バリアフリー工事 着 手： 平成      年      月 ～ 完了： 平成      年      月		
	省エネ性能の評価業務等	着 手： 平成      年      月		
	設計者		施工者	
	事業費	千円	補助申請額	千円
	建物全体に対する省エネ率 <small>(小数点第1位まで記載)</small>	※様式3-3又は様式3-4に記載した「建物全体に対する省エネ率」を転記すること ※複数棟での提案時は、建物ごとに様式3-3又は様式3-4へ記載すること		
提案事業の目的	<省エネ改修の目的> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">           提案する省エネ改修の目的を箇条書きで簡潔に記載してください。         </div>			
	<エネルギー計測・管理の目的> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">           提案するエネルギー計測・管理の目的を箇条書きで簡潔に記載してください。         </div>			
省エネ改修及びエネルギー計測・管理の内容	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>複数棟を提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について、建物ごとに記載して下さい。</p> <p>&lt;省エネルギー改修工事の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建物ごと」に、改修する部位、設備を図示し、改修範囲や仕様、システム等の概要を吹き出し等で記入してください。</li> <li>・様式3-2等に記載する躯体改修割合の算定根拠として立面4面及び平面（屋根伏）に改修箇所、面積等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料1として添付して下さい。なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。</li> <li>・日射調整フィルムを採用する場合、施工箇所の方角、範囲を明示してください。</li> </ul> <p>&lt;エネルギー使用量の計測・管理の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建物ごと」に、エネルギー使用量の実態把握・管理する内容を記載してください。</li> <li>・エネルギー使用量の実態を把握するための計測方法は、募集要領の記載内容に沿って、提案者が提案する内容として下さい。</li> <li>・設備単体のエネルギー計測を行う場合は、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料2として添付してください。</li> </ul> </div>			

改修割合の算定シート

建物名		竣工年	年	棟目/計棟
-----	--	-----	---	-------

- ※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。
- ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。
- ※3 改修割合などの数値は、様式集の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、記載してください。

1. 躯体改修における改修割合の算定

注1) 改修対象の項目別面積及び改修項目別の全体面積の算定根拠として立面4面及び平面(屋根伏)に改修箇所、面積等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料1として添付してください。  
 なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

(1) 躯体改修の改修割合 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	項目別の改修面積(m <sup>2</sup> ) (①)	項目別の全体面積(m <sup>2</sup> ) (②)	項目別の全体面積に対する改修面積の割合(%) (①÷②×100) (小数点第1位まで記載)
<input type="checkbox"/> 開口部			
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁※1			
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽			
<input type="checkbox"/> その他			
改修面積 合計 [A]			※2

※1 「屋根・外壁」の改修をする場合、内訳を下記に記載してください。

(窓等の「開口部」の面積は除いて算定してください)

改修項目	項目別の改修面積(m <sup>2</sup> )	項目別の全体面積(m <sup>2</sup> )
屋根		
外壁		

※2 各改修項目の「項目別の全体面積に対する改修面積の割合」を合計してください。

(2) 外皮面積に占める改修割合

改修面積 合計 (m <sup>2</sup> ) (①)	建物全体の外皮面積 (m <sup>2</sup> ) (②)	建物外皮面積に占める改修割合 (%) (①÷②×100) (小数点第1位まで記載)

※ 建物全体の外皮面積は、「屋根面積+建物外周長さ×建物高さ(軒下)」による計算でも可とします。  
 計算根拠を別添資料1に記載して、添付してください。

2. 設備改修における改修割合の算定

(1) 建物用途

注2) 様式3-4の別添資料「別表1 建物用途区分」を参考に主要な用途をいずれか一つ■で選択してください。

- 事務所  学校  物販店  飲食店  集会所  病院  ホテル  その他

(2) 設備改修の改修割合

注3) 改修前エネルギー消費割合は、様式3-4の別添資料「記入上の留意点②」を参照の上、記載してください。

注4) 設備別の改修割合は、その計算根拠を「様式3-5」に必ず記載してください。

改修項目	改修前エネルギー消費割合(%) (①)	設備別の改修割合(%) (②)	建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合(%) (①×②÷100) (小数点第1位まで記載)
<input type="checkbox"/> 空調設備	熱源設備		
	搬送設備		
	二次側設備		
<input type="checkbox"/> 換気設備	換気ファン		
<input type="checkbox"/> 照明設備	照明器具		
<input type="checkbox"/> 給湯設備	熱源設備		
	搬送設備		
<input type="checkbox"/> 昇降設備	昇降機		
<input type="checkbox"/> その他	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合 合計 (%) (小数点第1位まで記載)			

## 省エネ効果の計算シート

建物名	〇棟目／計〇棟
-----	---------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

## 1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体) ※計測期間:平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) (①)	一次エネルギー換算値 (単位) (②)	一次エネルギー消費量 (①×②)
電力	( )	0.00976 (GJ/kWh)	GJ/年
都市ガス	( )	0.045 (GJ/m <sup>3</sup> )	GJ/年
プロパンガス	( )	0.05 (GJ/kg)	GJ/年
重油	( )	0.041 (GJ/L)	GJ/年
	( )	( )	GJ/年
	( )	( )	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※ 改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を記載してください。

注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)」別表第1による上記の値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

## 2. 改修工事内容別の省エネ効果

注2) 省エネ量の計算根拠を様式3-5に記載してください。

## (1) 躯体改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 開口部		GJ/年
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁		GJ/年
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽		GJ/年
<input type="checkbox"/> その他		GJ/年
小計[B]		GJ/年

## (2) 設備改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 空調設備	熱源設備	GJ/年
	搬送設備	GJ/年
	二次側設備	GJ/年
	自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 換気設備	換気ファン	GJ/年
	自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 照明設備	照明器具	GJ/年
	自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 給湯設備	熱源設備	GJ/年
	搬送設備	GJ/年
	自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 昇降設備	昇降機	GJ/年
	自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/>		GJ/年
<input type="checkbox"/>		GJ/年
<input type="checkbox"/> その他 (太陽光発電を除く)		GJ/年
		GJ/年
小計[C]		GJ/年

省エネ量合計 [D]=小計[B]+小計[C]	GJ/年
建物全体に対する省エネ率 [D]÷[A]×100 (小数点第1位まで記載)*	%

\*:小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

## 省エネ効果の計算シート &lt;簡易計算用&gt;

建物名	〇棟目/計〇棟
-----	---------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

※3 簡易計算にあたっては、次ページ別添資料の「記入上の留意点」をよく読んで、数値等を記入してください。

## 1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体) ※計測期間:平成〇〇年〇〇月~平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) (①)	一次エネルギー換算値 (単位) (②)	一次エネルギー消費量 (①×②)
電力	( )	0.00976 (GJ/kWh)	GJ/年
都市ガス	( )	0.045 (GJ/m <sup>3</sup> )	GJ/年
プロパンガス	( )	0.050 (GJ/kg)	GJ/年
重油	( )	0.041 (GJ/L)	GJ/年
	( )	( )	GJ/年
	( )	( )	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※ 改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を記載してください。

注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等に定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年1月29日、国土交通省告示第265号)」別表第1による上記の値としてください。同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

## 2. 改修工事内容別の省エネ効果

(1) 躯体改修工事 ※「項目別の改修割合」の欄は様式3-2[c]と同じ数値を記載してください。

建物規模 (いずれか一つを 選択)	改修項目 (該当するものを選択)		見なし 省エネ率(%) (①)	項目別の 改修割合(%) (②)	建物全体 省エネ率(%) (①×②÷100) (小数点第1位ま で記載)*
□ 大規模 (延床面積 5000㎡以上)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	3		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	2		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	1		
	□ その他	内容:			
□ 中小規模 (延床面積 5000㎡未満)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	15		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	12		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	4		
	□ その他	内容:			
				小計 [B]	

注) 表中の項目に該当しないものは、その他の欄を使用し、根拠を「様式3-5」に記載してください

(2) 設備改修工事 ※「設備別の改修割合」の欄は様式3-2の2.(2)②と同じ数値を記載してください。

建物用途 (主要な用途をい ずれか一つ選択)	改修項目 (該当するものを選択)		改修前 エネルギー 消費割合(%) (①)	分類別 省エネ率(%) (②)	設備別の 改修割合(%) (③)	建物全体 省エネ率(%) (①×②× ③÷10000) (小数点第1位ま で記載)*
□ 事務所	□ 空調設備	熱源設備				
		搬送設備				
		二次側機器				
□ 学校	□ 換気設備	自動制御				
		換気ファン				
□ 物販店	□ 照明設備	自動制御				
		照明器具				
□ 飲食店	□ 給湯設備	熱源設備				
		搬送設備				
□ 集会所	□ 昇降設備	自動制御				
		昇降機				
□ 病院	□ 昇降設備	自動制御				
		昇降機				
□ ホテル	□ その他 (太陽光発電を 除く)	( )				
		( )				
		( )				
		( )				
				小計 [C]		

(3) 建物全体の省エネ率合計 (%) (小数点第1位まで記載)\*

[D]=小計[B]+小計[C]

(4) 建物全体の省エネ量の合計 (GJ)

改修前エネルギー消費量合計[A]×省エネ率[D]

\*:小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載すること

別添資料

(記入上の留意点)

- ① 改修割合は、部位や設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合(合計面積や合計容量に対する改修部分の割合など)を記載してください。  
(※躯体改修の項目別の改修割合については別添資料1にその計算根拠を、設備改修の設備別の改修割合については「様式3-5」にその計算根拠を記載してください)
- ② 設備改修工事の改修前エネルギー消費割合は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載してください。  
(※実態の割合を推計することが困難な場合は、別表2から該当する建物用途の数値と見なすことも可)
- ③ 設備改修工事の分類別省エネ率は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載してください。
- ④ 設備改修工事のうち、自動制御に関する省エネ率は、改修項目別に建物全体に対する割合を記載してください。
- ⑤ 建築物の全体の省エネ・省CO2に寄与する設備(太陽光発電を除く)に関しては、その他の欄に記入してください。  
その効果については、建築物の一次エネルギー消費量の削減量を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載してください。
- ⑥ 日射調整フィルムについては、その他の欄に記入してください。その効果については、建築物の空調用一次エネルギー消費量の削減寄与率を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載してください。
- ⑦ 見なし省エネ率の設定がないもので、詳細な省エネ計算の根拠を添付しない場合、当該工事による効果を「0.1%」と見なすことができるとします。その場合、「建物全体省エネ率」の欄に「0.1」と記載してください。

別表1 建物用途区分

用途区分	施設の例示
事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
物販店	百貨店、マーケットなど
飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
集会所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、展示施設など
病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
ホテル	ホテル、旅館など
その他	上記用途区分以外

別表2 建物用途別のエネルギー消費割合 [%]

大分類	中分類	事務所	学校	物販店・飲食店・集会所	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35	28	28	21	32
	搬送設備	5	4	4	3	5
	二次側設備	10	8	8	6	8
換気設備		5	10	10	10	5
照明設備		20	25	25	10	10
給湯設備	熱源設備	-	-	9	36	27
	搬送設備	-	-	1	4	3
昇降設備		3	-	5	5	3
その他		22	25	10	5	7
合計		100	100	100	100	100



## 省エネ効果等の計算根拠

事業名	
<設備別の改修割合の計算根拠>	
<省エネ効果の計算根拠> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="247 705 470 734">&lt;記入上の留意点&gt;</p> <p data-bbox="247 766 1348 795">①様式3-2、及び様式3-3又は様式3-4に記載する「設備別の改修割合」の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 824 1157 853">②様式3-3または3-4の分類ごとに、省エネ量・省エネ率の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 882 1332 965">③計算根拠は、改修前と改修後の仕様等の変更内容がわかるように明記し、電卓等の手計算で計算過程を追えるように記載してください。 (計算結果のみの記載は不可)</p> <p data-bbox="247 994 1332 1137">④効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等は定格値を用いて効果を計算してください。なお、建物における設備機器の使用実態をふまえて定格値以外の部分負荷時の効率、年間を通して運転時間等に合わせた効率による比較も可とします。ただし、部分負荷時の効率を用いて効果を算定する場合は、部分負荷を採用する合理的な前提条件を必ず明記するとともに、改修前と改修後の算定方法は必ず同等程度の基準を使用してください。</p> <p data-bbox="247 1167 1332 1256">⑤躯体改修について、省エネ量の計算が困難な場合は、「様式3-4」の「簡易計算」による数値を見なし省エネ率として参照することが可能です。 この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1285 1332 1375">⑥設備改修について、分類ごとのエネルギー消費量を推定することが困難な場合は、「様式3-4」のエネルギー消費割合の数値を参照することが可能です。この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1404 917 1433">⑦複数棟を提案する場合、建物ごとに計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 1462 1332 1523">⑧日射調整フィルムを採用する場合、様式3-5に省エネ率の計算根拠を記載し、シミュレーション結果等が確認できる結果を添付してください。</p> <p data-bbox="247 1552 1332 1608">⑨省エネ改修を実施する設備の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として機器一覧表の記入例を参考に提示してください。(参考例を使用しても可)。</p> <p data-bbox="247 1637 1045 1666">⑩太陽光発電設備導入に伴う発電量を、省エネ量に加算することはできません。</p> </div>	

## エネルギー計測・管理の概要

建物名		○棟目 / 計○棟
-----	--	-----------

※1 建物ごとに1枚のシートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、必要に応じてコピーし、全建物について記載してください。  
また、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

## 1. エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法

(□の部分は該当する項目を■で選択してください。)

① エネルギー使用量の把握対象	<input type="checkbox"/> 建物全体	<input type="checkbox"/> 設備単体	<input type="checkbox"/> 両方
② エネルギー使用量の把握方法	<input type="checkbox"/> 計測機新設	<input type="checkbox"/> 既存計測機等利用	<input type="checkbox"/> 領収書等利用
③ エネルギー使用量の計測周期	<input type="checkbox"/> 月別	<input type="checkbox"/> 日別	<input type="checkbox"/> 時刻別
④ 計測したデータの活用方法	<input type="checkbox"/> エネルギー事業者からの料金請求書等に記載されている使用量を建物全体のエネルギー使用量として集計し、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位等により継続的な管理を行う		
	<input type="checkbox"/> 改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握する		
	<input type="checkbox"/> 設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握する		
	<input type="checkbox"/> エネルギー使用量を見える化するシステムの活用等により、各種設備の運用状況やエネルギー使用量等を把握する		
	<input type="checkbox"/> その他(下記の余白に概要を記載してください)		

## 2. エネルギー計測・管理の詳細(設備単体の計測を行う場合のみ記載)

① 設備単体を計測する場合、その計測の方法(計測点、データ記録方法、管理上の取り扱い等)を記載してください。

② 設備単体のエネルギー計測を行う場合、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料2として添付してください。

事業計画及び補助申請額  
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d		
	(2)エネルギー使用量の計測等	③		
	(3)省エネルギー性能の表示	④		
	合計	ア=d+③+④		
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c	
		設備費	ウ=b	
		合計	エ=d'=イ+ウ	
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、またはd×10%以内のいずれか低い額(但し、d×10%が100万円以内の場合は③とすることも可)		
		内訳	工事費	カ=オ×①/③
	設備費		キ=オ-カ	
(3)省エネルギー性能の表示	④			
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ク=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
		設備費	ケ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	コ=④×1/3		
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	ク	
		設備費	サ:ケ、または25百万円のいずれか低い額	
		省エネルギー性能の表示	コ	
		合計	シ=ク+サ+コ	
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ス	
	(3)附帯事務費	セ=(シ又はス)×2.2%以内(切り捨て)		
	(4)補助申請額	ソ:「シ+セ」あるいは「ス+セ」、または50百万円のいずれか低い額		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--	--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

**事業計画及び補助申請額**  
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9.は様式4-5の数値を記載してください

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(4)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはd×10%以内のいずれか低い額(但し、d×10%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オーカ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(4)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3(切り捨て)			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または25百万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
		(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ツ	
	(3)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	附帯事務費	テ=ツ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
		工事費	ナ=セ		
	(4)補助申請額	附帯事務費	ニ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ヌ=ナ+ニ		
		建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ネ: チ、または50百万円のいずれか低い額		
		標準単価方式	ノ: ト、または50百万円のいずれか低い額		
	バリアフリー改修工事	ハ: ヌ、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ネ」の金額以下であること			
	合計	ヒ=(ヌ又はノ)+ハ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

## 省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 c					
4. 省エネ改修における建設工事等に係る事業費 合計 $d=a+b+c$					
5. 省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費 合計 $d'=a'+b+c$					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計 a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計 a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムをを採用しない場合は、「小計 a」と同額を記載してください。

## エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

## エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

## 省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
〇〇申請費用					
〇〇表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

## 標準単価方式による補助金の額の算定

## 1. 標準単価に基づく補助申請額の算定

建物名							
延べ床面積 (a) *1		m2					
省エネ効果 (省エネ率) *2 (様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記)		%					
標準単価 (b)	省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
	標準単価 (千円/m2) (該当単価に「〇」をする)	9	12	15	18	21	24
補助率 (c)		1/3					
補助金の額 (千円) *3 (a) × (b) × (c) = ①							

\*1:延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出して下さい。

\*2:省エネ効果(省エネ率)は様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記すると共に、小数点第一位を切捨てして下さい。

\*3:補助金の額(①)は、様式4-1に転記して下さい。

## 2. 補助額の算定(採択後の交付申請時に確定)

補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を下記の(1)から(5)に掲げる項目に特定していただき、その費用の合計(以下、総事業費という。)に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。

- (1) 省エネルギー改修工事等の費用
- (2) エネルギー使用量の計測等に係る費用
- (3) 省エネルギー性能の表示に係る費用
- (4) 上記(1)～(3)以外の省エネルギーに関する工事費用
- (5) 上記(1)～(4)に関する設計費

$$\text{補助額} = \text{延べ床面積}^1 \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^2 \times 1/3 \leq \text{総事業費}^3 \times 0.85 \times 1/3$$

- 1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m2)
- 2) 上記の表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 上記(1)から(3)に掲げる費用の合計

注) 採択以降は、標準単価方式から変更することはできませんので、留意してください。

バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

- ※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。
- 様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。
- ※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(VI)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。



事業計画及び補助申請額(1)  
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、b~d、d'、③、④、オ、カ、キ、ク、ケ、ソは様式4-1(建物毎)の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)	
1. 事業費 ※建物ごとに 記載  (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	建物1:		d		
		建物2:		d		
		建物3:		d		
		全体		$\Sigma d$		
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		③		
		建物2:		③		
		建物3:		③		
		全体		$\Sigma ③$		
	(3)省エネルギー性 能の表示	建物1:		④		
		建物2:		④		
		建物3:		④		
		全体		$\Sigma ④$		
	合計		$A = \Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④$			
2. 補助対象事業 費 ※建物ごとに 記載  (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	工事費	建物1:	$I = a' + c$		
			建物2:	$I = a' + c$		
			建物3:	$I = a' + c$		
			全体	$\Sigma I$		
	設備費	建物1:	$U = b$			
		建物2:	$U = b$			
		建物3:	$U = b$			
		全体	$\Sigma U$			
	全体		$E = d' = \Sigma I + \Sigma U$			
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		オ		
		建物2:		オ		
		建物3:		オ		
		全体		$\Sigma \text{オ}$		
		内訳	工事費	建物1:	カ	
				建物2:	カ	
				建物3:	カ	
				全体	$\Sigma \text{カ}$	
	設備費	建物1:	キ			
		建物2:	キ			
		建物3:	キ			
全体		$\Sigma \text{キ}$				
(3)省エネルギー性 能の表示	建物1:		④			
	建物2:		④			
	建物3:		④			
	全体		$\Sigma ④$			

事業計画及び補助申請額(2)  
(バリアフリー改修工事無し)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物2:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物3:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		全体	工事費	Σク	
			設備費	Σケ	
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:	コ		
		建物2:	コ		
		建物3:	コ		
		全体	Σコ		
	(3)標準単価方式による補助金の額	建物1:	ス		
		建物2:	ス		
建物3:		ス			
全体		Σス			
4. 補助申請額	建物1:	ソ			
	建物2:	ソ			
	建物3:	ソ			
	合計	Σソ、または50百万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、  
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額  
(バリアフリー改修工事無し)

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、a~d、a'、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分	項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d		
	(2)エネルギー使用量の計測等	③		
	(3)省エネルギー性能の表示	④		
	合計	$A=d+③+④$		
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	$I=a'+c$	
		設備費	$U=b$	
		合計	$E=d'=I+U$	
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、または $d \times 10\%$ 以内のいずれか低い額(但し、 $d \times 10\%$ が100万円以内の場合は③とすることも可)		
		内訳	工事費	$K=O \times ①/③$
			設備費	$U=O-K$
(3)省エネルギー性能の表示	④			
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	$K=(I+K) \times 1/3$ (切り捨て)	
		設備費	$U=(U+K) \times 1/3$ (切り捨て)	
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	$C=④ \times 1/3$		
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	K	
		設備費	サ: U、または25百万円のいずれか低い額	
		省エネルギー性能の表示	C	
		合計	$S=K+サ+C$	
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ス	
	(3)附帯事務費	$T=(S又はス) \times 2.2\%$ 以内(切り捨て)		
	(4)補助申請額	ソ:「シ+セ」あるいは「ス+セ」、または50百万円のいずれか低い額		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「A」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)  
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、b~d、a'、③、④、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ナ、ニは様式4-1(建物毎)より、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)		
1. 事業費 ※建物ごとに記載  (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	建物1:		d			
		建物2:		d			
		建物3:		d			
		全体		$\Sigma d$			
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		③			
		建物2:		③			
		建物3:		③			
		全体		$\Sigma ③$			
	(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④			
		建物2:		④			
		建物3:		④			
		全体		$\Sigma ④$			
	(4)バリアフリー改修工事	建物1:		9.			
		建物2:		9.			
		建物3:		9.			
		全体		$\Sigma 9.$			
合計	ア = $\Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④ + \Sigma 9.$						
2. 補助対象事業費 ※建物ごとに記載  (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	建物1:		イ = a' + c		
			建物2:		イ = a' + c		
			建物3:		イ = a' + c		
			小計		$\Sigma イ$		
		設備費	建物1:		ウ = b		
			建物2:		ウ = b		
			建物3:		ウ = b		
			小計		$\Sigma ウ$		
	全体	エ = d' = $\Sigma イ + \Sigma ウ$					
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		オ			
		建物2:		オ			
		建物3:		オ			
		全体		$\Sigma オ$			
		内訳	工事費	建物1:		カ	
				建物2:		カ	
				建物3:		カ	
				小計		$\Sigma カ$	
	設備費	建物1:		キ			
		建物2:		キ			
		建物3:		キ			
小計			$\Sigma キ$				
(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④				
	建物2:		④				
	建物3:		④				
	全体		$\Sigma ④$				
(4)バリアフリー改修工事	建物1:		ケ = 9.				
	建物2:		ケ = 9.				
	建物3:		ケ = 9.				
	全体		$\Sigma ケ$				

事業計画及び補助申請額(2)  
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

3. 補助額	(1) 省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		建物2:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		建物3:	工事費	コ		
			設備費	サ		
		全体	工事費	Σコ		
			設備費	Σサ		
	(2) 省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:			ス	
		建物2:			ス	
		建物3:			ス	
		全体			Σス	
	(3) 標準単価方式による補助額	建物1:			ツ	
		建物2:			ツ	
		建物3:			ツ	
		全体			Σツ	
(4) バリアフリー改修工事	建物1:			セ		
	建物2:			セ		
	建物3:			セ		
	全体			Σセ		
4. 補助申請額	(3) 補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ソ:「Σネ」、または50百万円のいずれか低い額			
		標準単価方式	タ:「Σノ」、または50百万円のいずれか低い額			
		バリアフリー改修工事	チ:「Σハ」、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ソ」の金額以下であること			
		合計	テ=(ソ又はタ)+チ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、  
下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額  
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

建物名	○棟目/計○棟
-----	---------

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9は様式4-4の数値を記載してください。

区分	項目	金額 (単位:千円)			
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(3)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはd×10%以内のいずれか低い額(但し、d×10%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オ-カ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(3)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または25百万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
	(2)標準単価方式による補助金の額	様式4-4の①の金額を記入	ツ=セ		
		附帯事務費	テ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
	(3)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ナ=セ		
		附帯事務費	ニ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ヌ=ナ+ニ		
	(3)補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ネ: チ、または50百万円のいずれか低い額		
		標準単価方式	ノ: ト、または50百万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	ハ: ヌ、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ネ」の金額以下であること		
		合計	ヒ=(ネ又はノ)+ハ		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

		建物名		〇棟目／計〇棟	
項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
<b>1. 躯体改修工事(部位別に記載)</b>					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
<b>2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)</b>					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
<b>3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)</b>					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 c					
<b>4. 建設工事等に係る事業費 合計 d=a+b+c</b>					
<b>5. 建設工事等に係る補助対象事業費 合計 d'=a'+b+c</b>					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計 a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計 a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムを採用しない場合は、「小計 a」と同額を記載してください。

複数棟用

(様式4-3)

エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		〇棟目／計〇棟
-----	--	---------

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
〇〇申請費用					
〇〇表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。



標準単価方式による補助金の額の算定

※建物ごとに作成してください。

建物名	〇棟目／計〇棟
-----	---------

1. 標準単価に基づく補助申請額の算定

建物名							
延べ床面積(a) <sup>*1</sup>		m <sup>2</sup>					
省エネ効果(省エネ率) <sup>*2</sup> (様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記)		%					
標準単価 (b)	省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
	標準単価(千円/m <sup>2</sup> ) (該当単価に「〇」をする)	9	12	15	18	21	24
補助率(c)		1/3					
補助金の額(千円) <sup>*3</sup> (a) × (b) × (c) = ①							

\*1:延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出して下さい。

\*2:省エネ効果(省エネ率)は様式3-3又は様式3-4の省エネ率を転記すると共に、小数点第一位を切捨てして下さい。

\*3:補助金の額(①)は、様式4-1に転記して下さい。

2. 補助額の算定(採択後の交付申請時に確定)

補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を下記の(1)から(5)に掲げる項目に特定していただき、その費用の合計(以下、「総事業費」という。)に0.85を乗じて算出した額の3分の1以下の額とします。

- (1) 省エネルギー改修工事等の費用
- (2) エネルギー使用量の計測等に係る費用
- (3) 省エネルギー性能の表示に係る費用
- (4) 上記(1)～(3)以外の省エネルギーに関する工事費用
- (5) 上記(1)～(4)に関する設計費

$$\text{補助額} = \sum \text{延べ床面積}^1 \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^2 \times 1/3 \leq \sum \text{総事業費}^3 \times 0.85 \times 1/3$$

- 1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m<sup>2</sup>)
- 2) 上記の表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
- 3) 上記(1)から(3)に掲げる費用の合計

注) 採択以降は、標準単価方式から変更することはできませんので、留意して下さい。

## バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

## 1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。

様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。

※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(VI)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

建物名		〇棟目／計〇棟
-----	--	---------

## 日射調整フィルムに関する添付資料

## 1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載して下さい)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件／年

## 2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m <sup>2</sup> ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759によること

## 3. 提案建物における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

## 4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について、□を■としてチェックしてください。

※下記の点を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(建築フィルム1・2級技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がフィルム技能士であることを示す書類の提出を求めることがあります。

注2) 建築フィルム1・2級技能士とは、ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)の合格者を指します。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意下さい。

建築主等		印
------	--	---



## ■耐震改修促進法に基づくチェック項目

項目	チェック項目	確認
①	提案する建築物が、耐震改修促進法に定められている建築物の対象であるか？ 対象建物である場合は□を■としてチェック	□
②	本補助を受け改修を行った建築物を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となることに留意し、補助の申請時においては、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮した上で提案する。 了解した場合は□を■としてチェック	□

## 応募書類のチェック表

## ■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	提案者以外の作業協力者(改修工事、計測・管理の役割)が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	補助事業の実施場所の概要(複数棟)	提案建物数毎の実施場所の概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	提案事業の概要	複数年度の事業の場合、平成30年1月末までの完了となっているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	改修割合の算定シート	改修割合が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-3	省エネ効果の計算シート	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-4	省エネ効果の計算シート<簡易計算用>	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-5	省エネ効果等の計算根拠	省エネ効果の計算根拠を記入上の留意点に沿って記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-6	エネルギー計測・管理の概要	エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法が選択されているか	<input type="checkbox"/>
		設備単体の計測を行う場合のみ、エネルギーの計測・管理に関する提案内容が記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助申請額	計測等に係る補助対象事業費が建設工事等に係る事業費の10%以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額(建設工事等とエネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示の場合)が附帯事務費を含め5,000万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事を行う場合、補助申請額が附帯事務費を含め2,500万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助申請額が、省エネ改修における建設工事等とエネルギー使用量の計測等を合計した補助申請額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補助対象事業費の内訳	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-4	標準単価方式による補助金額の算定	様式3-3又は様式3-4の省エネ率の転記は正しいか	<input type="checkbox"/>
		省エネ率の小数点第一位を切捨てして記入しているか	<input type="checkbox"/>
		建築確認申請書のコピーを添付しているか(標準単価方式を選択した場合は、必ず提出してください)	<input type="checkbox"/>
様式4-5	バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所が正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
		各施工部位の工事箇所数及びその金額が正しく計上されているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料	メーカー、製品名・型番を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		建築主等の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
別添様式2	一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示をすることを確約した上で補助申請しているか	<input type="checkbox"/>
		対象建物の建築主の署名及び捺印がされているか	<input type="checkbox"/>
別添様式3	耐震改修促進法に基づくチェック項目	耐震改修促進法に基づくチェック内容を確認し、該当する項目にチェックがされているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲等を明示した図面類	躯体の改修割合の算定根拠やバリアフリー改修工事を実施する場合の工事場所を図面(A3又はA4サイズ)等に明示しているか	<input type="checkbox"/>
別添資料2	エネルギー使用量等の計測範囲・方法を明示した図面類	設備単体の計測を行う場合のみ、計測範囲や計測方法を図面(A3又はA4サイズ)に明示しているか	<input type="checkbox"/>

機器一覧表  
(記入例)

機器一覧表 空調設備・熱源設備

改修前設備		機器仕様(1台当り)								台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房		暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房				冷房	暖房	冷房	暖房		
			kw	kw	kw	kw	m <sup>3</sup> /h kg/h	m <sup>3</sup> /h kg/h				台	kw	kw	kwh	kwh	
		(記入例)															
補助対象 外設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***		
	×××	○○ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	△△ポンプ			***				*			***					
	×××	○○冷却塔			***				*			***					
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
			計								a	b	c	d	e	f	
補助対象 設備		(記入例)															
	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***		
	×××	○○ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	△△ポンプ			***				*			***					
	×××	○○冷却塔			***				*			***					
			***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	○○ヒートポンプエアコン															
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
		計								g	h	i	j	k	l		
		<p>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</p> <p>機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値「f」、「k」を右欄の「s」、「t」に加算して算出して下さい。</p>								熱量換算 MJ	g × 3.6	h × 3.6	i × V	j × V	k × V	l × V	
											合計	冷房	暖房	s = o + q		t = p + r	
										効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u = m / s		v = n / t		
		設備能力合計								冷房	暖房	w = a + g		x = b + h			
		改修割合(設備能力比による場合)								冷房	暖房	y = g / w		z = h / x			

改修後設備		機器仕様(1台当り)								台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房		暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房				冷房	暖房	冷房	暖房		
			kw	kw	kw	kw	m <sup>3</sup> /h kg/h	m <sup>3</sup> /h kg/h				台	kw	kw	kwh	kwh	
		(記入例)															
補助対象 設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***		
	×××	電動ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	冷却水ポンプ			***				*			***					
	×××	冷却塔			***				*			***					
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***				
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**		
			計								g'	h'	i'	j'	k'	l'	
		<p>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</p> <p>機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値「f'」、「k'」を右欄の「s'」、「t'」に加算して算出して下さい。</p>								熱量換算 MJ	g' × 3.6	h' × 3.6	i' × V	j' × V	k' × V	l' × V	
											合計	冷房	暖房	s' = o' + q'		t' = p' + r'	
										効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u' = m' / s'		v' = n' / t'		

機器一覧表 空調設備・搬送設備

改修前設備								
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b)	合計(a X b)		備考	
			能力 kw (a)		能力 kw	電力消費量 kwh		
補助対象 外設備  未改修・改修予 定機器		(記入例)						
	×××	△△ポンプ	***	*	***			
	×××	△△ポンプ	***	*	***			
	計				*	c		
補助対象 設備  改修予定機器		(記入例)						
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	計					d		
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。				熱量換算 MJ	e	d × 3.6	d × V	f
設備能力合計					g = c+d			
改修割合(設備能力比による場合)					h = d/g			

改修後設備								
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b')	合計(a' X b')		備考	
			電力 kw (a')		能力 kw	電力消費量 kwh		
補助対象 設備  改修予定機器		(記入例)						
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	計					d'		
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。				熱量換算 MJ	e'	d' × 3.6	d' × V	f'





機器一覧表  
(記入例)

機器一覧表 給湯設備・熱源設備

改修前設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kw	kw	m3/h kg/h			台	kw	
		(記入例)								
補助対象 外設備	×××	△△ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***	
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	△△ポンプ		***		*		***		
	×××	○○ポンプ		***		*		***		
未改修・改修予 定機器										
		計					a	b	c	
補助対象 設備		(記入例)								
	×××	△△ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***	
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	△△ポンプ		***		*		***		
改修予定 機器	×××	○○ポンプ		***		*		***		
			計					d	e	f
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。				熱量換算 MJ	$d \times 3.6$ g	$e \times V$ h	$f \times V$ i	
						合計	j = h + i			
						効率(一次エネルギー換算)	k = g / j			
		設備能力合計				l = a + d				
		改修割合(設備能力比による場合)				m = d / l				

改修後設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kw	kw	m3/h kg/h			台	kw	
		(記入例)								
補助対象 設備	×××	ガス温水ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***	
	×××	電動ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	給水ポンプ		***		*		***		
	×××	温水ポンプ		***		*		***		
改修予定機器										
		計						d'	e'	f'
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。				熱量換算 MJ	$d' \times 3.6$ g'	$e' \times V$ h'	$f' \times V$ i'	
						合計	j' = h' + i'			
						効率(一次エネルギー換算)	k' = g' / j'			

(参考：採択後の交付申請において提出)

### 補助事業施工業者等に関する宣誓書

本補助事業において、代表提案者が以下の(1)～(4)の関係にある会社から行う調達(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)の有無について、該当する項目にチェックを入れてください。

- (1) 代表提案者自身が代表を務める企業等
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)
- (4) 代表提案者が役員に就任している企業

- ・上記(1)～(4)の関係にある会社からの調達は一切ない。
- ・上記(1)～(4)の関係にある会社からの調達がある。

(1)～(4)の関係にある会社からの調達がある場合には、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。  
また、本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求めることがあります。

平成 年 月 日

応募番号	17		-				
------	----	--	---	--	--	--	--

事業名	
-----	--

法人の場合	法人名	フリガナ		印
	代表者名	部署名	役職名	
		フリガナ		
	個人の場合	氏名	フリガナ	

## (参考資料) 提案募集に関するQ&A

Q&Aについては、修正、追加される場合がありますので、下記ホームページを適宜ご確認ください。

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局 (<http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>)

### ■募集要領「2.1 対象事業」

#### [2.1.1 対象事業の種類]

Q1	具体的にどのような省エネ改修工事を行えば、補助金を受けることができるのでしょうか。
A	本事業は、決められた省エネ改修工事を行えば補助金を交付するものではなく、募集要領2.1.2に記載されている対象事業の要件を全て満足する省エネ改修等の事業を広く募集し、予算の範囲内で事業費等の補助を行うものです。
Q2	工場・実験施設・倉庫等における躯体(外皮)の省エネ改修、空調設備などの改修は対象となるのでしょうか。
A	募集要領2.1.1に記載のとおり、工場、実験施設、倉庫など、生産用設備を有する建築物の改修は、本事業では対象外となります。 なお、上記施設のなかの事務所棟などの、事務所スペース部分は対象となります。この場合、建物用途は事務所として応募してください。
Q3	「工場、実験施設、倉庫など、生産用設備を有する建築物の改修は対象外」とありますが、同一の建物内に工場と事務所が併設されている場合も、対象となるのでしょうか。
A	一つの建物内に事務所及び工場・倉庫が混在している場合は、事務所用途のみを申請の対象としてください。したがって、省エネ率の算定も事務所用途のみの部分で計算してください。
Q4	増改築は今回の事業の対象となるのでしょうか。増築部分があるだけで対象外となるのでしょうか。
A	増築部分も補助の対象になり得ますが、募集要領2.1.2に記載の要件を満たす必要があります。なお、増改築の場合、増改築前と比較して、建物全体のエネルギー削減率を計算することが必要です。
Q5	設備の増設は今回の事業の対象となるのでしょうか。
A	増設の設備も補助の対象になり得ますが、募集要領2.1.2に記載の要件を満たす必要があります。なお、設備の増設の場合、増設前と比較して、建物全体のエネルギー削減率を計算することが必要です。

Q6	非住宅用途の部分と住宅部分からなる複合ビルについて、非住宅部分の省エネ改修工事を実施する場合、非住宅の部分のみで応募は可能でしょうか。また、応募できる場合、省エネ率の算定はどのようにしたらよろしいでしょうか。
----	--

- A 非住宅と住宅の複合ビルの場合において、非住宅部分の省エネ改修工事を行う場合には、非住宅部分のみでの応募も可能です。
- この場合、非住宅部分において事業要件である省エネ効果を満足するとともに、その根拠を提出してください。

#### [2.1.2 対象事業の要件①]

Q7	対象事業の要件にある①～⑦は全ての項目を満足する必要があるのでしょうか。
----	--------------------------------------

- A 募集要領2. 1. 2に記載のとおり、7つの対象事業の要件を全て満足していただくことが必要です。

#### [2.1.2 対象事業の要件②]

Q8	「設備改修のみ」で事業要件である省エネ効果を満足する場合、「設備改修のみ」で応募することは可能でしょうか。
----	---

- A 応募にあたっては、募集要領2. 1. 2に記載のとおり、7つの対象事業の要件を全て満足していただくことが必要です。
- 躯体(外皮)の省エネ改修を行うことが必須の要件になりますので、設備改修のみでは応募できません。

Q9	補助対象事業として昇降機の省エネ改修工事は含まれるのでしょうか。
----	----------------------------------

- A 既に設置されている昇降機の省エネ化は省エネ改修の対象となり得ます。ただし、躯体(外皮)の改修が必須となりますので、設備改修のみでは応募できません。
- なお、バリアフリーのために新たに昇降機を設置する場合はバリアフリー改修工事として補助対象となります。

Q10	応募にあたって建物全体の改修前後の省エネ効果やエネルギー消費量の計算方法について、決められた方法があるのでしょうか。
-----	--

- A 計算方法については特段の規定はしておりません。計算根拠を所定の様式に記載してください。なお、P35の「⑧省エネ効果の計算シート<簡易計算用>(様式3-4)」のとおり、簡易計算による方法での応募も可能です。

Q11	改修後の設備として補助対象外である壁掛け式ルームエアコンを導入する計画があります。この場合、補助対象額として壁掛け式ルームエアコン部分について申請はしませんが、省エネ計算の算定には加えても良いのでしょうか。
-----	---

- A 補助対象外としている設備による省エネ効果は計上することはできません。

Q12	同一敷地内にA棟とB棟があり、省エネ改修はA棟のみの場合、A棟全体で省エネ率が15%以上が要件となるのでしょうか。それともA棟とB棟のエネルギー消費量を合算して省エネ率が15%以上であることが要件でしょうか。
-----	--

- A A棟とB棟が渡り廊下などの非空調空間で分離され、A棟とB棟が別建物として見なされる場合であれば、A棟のみの省エネ率の算定で構いません。

[対象事業の要件③]

Q13	改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこととは、何の基準を満たす必要があるのでしょうか。
-----	--

- A 募集要領2. 1. 2※4のとおり、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」(以下、「建築物省エネ法」という。)第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令(経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日)」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準(基準エネルギー消費量の1.1倍)を満たすことをいいます。  
 なお、建築物省エネ法に関する資料については、下記を参照ください。  
 「国土交通省 建築物省エネ法のページ」  
 ( [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html) )

Q14	所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を提出する必要がありますが、どのような内容の書類を提出する必要があるのでしょうか。
-----	---

- A 第三者評価は、基準適合認定表示、BELSによる第三者認証結果またはこれと同等のものを提出いただきます。  
 なお、評価結果は、「補助事業完了実績報告書」と併せて提出していただきます。  
 「BELS」(建築物省エネルギー性能表示制度)は、国土交通省が制定した「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」において第三者認証制度の一つとして位置づけられたラベリング制度です。  
 「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」  
 ( [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000114.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html) )  
 「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」  
 ( <https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html> )

Q15	「BELS」(建築物省エネルギー性能表示制度)による一次エネルギー消費量の計算方法(WEB プログラム)についての使い方を教えてください。
-----	---

- A BELS による計算方法については、「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度」へ問い合わせください。  
 ( <https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html> )

Q16	「第三者評価は、BELSによる評価結果またはこれと同等のものを提出いただきます。」とありますが、同等のものとはなんですか。
-----	---

A 第三者評価を受け、その評価書にて明確に所定の省エネルギー性能であることが確認できるものをいいます。

Q17	第三者評価結果が所定の省エネルギー性能を満足していない場合でも、交付申請は可能でしょうか。
-----	---

A 所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を補助事業完了実績報告書と併せて提出していただきます。所定の省エネルギー性能を満足していない場合は、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。  
 なお、応募時に、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと、第三者評価による評価結果を表示することを確約する念書を提出していただきますので、ご注意ください。

Q18	所定の省エネルギー性能を満足していない場合、新たな省エネ改修工事の追加や、その費用を追加で申請することは可能でしょうか。
-----	--

A 新たな省エネ改修工事に係る費用については、追加申請することはできません。ただし、補助対象外として省エネ改修工事を追加し、所定の省エネルギー性能を満足することは可能です。

[対象事業の要件④]

Q19	改修後の建築物の省エネルギー性能の表示とは、具体的にはどのような表示をすれば良いでしょうか。
-----	--

A 第三者評価を受けた評価結果を、プレート等を設置し、表示することが要件です。

Q20	省エネルギー性能の表示は、どの程度の期間必要でしょうか。
-----	------------------------------

A 5年超の表示が必要となります。

Q21	BELS 以外の評価結果を表示することも可能でしょうか。
-----	------------------------------

A 可能です。CASBEE-建築(新築) 2014 年版等を想定しています。ただし、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けた評価結果を表示していただきます。

[対象事業の要件⑤]

Q22	改修前エネルギー消費量の集計について、対象とすべき年次、集計期間などの指定はあるのでしょうか。
-----	---

A 募集要領3. 3. 4のとおり、改修前のエネルギー消費量は、改修前の1年間について建物全体のエネルギー使用量(複数年間の平均値でも可)を報告してください。  
 また、改修後の実績データは、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について報告してください。

Q23	エネルギー使用量の実態を把握するための計測方法は、具体的に決められているのでしょうか。
-----	---

A 決められた計測方法はありません。

募集要領に示すとおり、継続的な管理や省エネルギー活動に取り組むために建物全体または設備単体のエネルギー使用量の実態を把握する計測をしていただきます。ただし、実態を把握する方法は提案者が提案する方法とし、新たに計測設備を設置せずに実態を把握できる場合は、計測設備の設置は不要です。

例えば、①料金請求書等に記載のエネルギー使用量をもとに建物全体のエネルギー消費傾向の把握(月別変動や対前年との比較、エネルギー消費原単位による管理等)、②省エネルギー改修を実施した設備の導入効果の把握、③設備毎のエネルギー使用量の把握、④エネルギー使用量の見える化による設備や運用の改善、等々の何れかを実施する必要があります。

Q24	エネルギー使用量の実態を把握する計測について、計測範囲、設備毎の計測単位や、計測方法として認められない等の規定はあるのでしょうか。
-----	---

A エネルギー使用量の実態を把握する計測については、2. 1. 2※7に示すとおりであり、本事業では、計測に必要な範囲や方法は規定していません。提案者が改修後のエネルギー使用量の実態を把握し、継続的な管理や省エネルギー活動に取り組むために必要な計測器等について補助します。ただし、新たに計測設備を設置せずに実態を把握できる場合は、計測設備の設置は不要で、当該補助対象事業費の申請も不要です。

[対象事業の要件⑥]

Q25	事業費500万円以上とは、省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事のそれぞれの事業費を合計した額ということでしょうか。
-----	--

A そのとおりです。対象事業である省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事の事業費を合計した額になります。

[対象事業の要件⑦]

Q26	平成29年度中に着手するものとありますが、着手とはどのようなものが該当するのでしょうか。
-----	--

A 補助対象となる省エネルギー改修工事(エネルギー使用量の計測・管理に係る工事や省エネルギー性能の表示に係る業務等を含む)、バリアフリー改修工事のいずれかの着工をもって着手とみなします。

Q27	「平成29年度中の着手」とは、平成30年3月31日までに着手すればよいのでしょうか。
-----	--

A そのとおりです。ただし、複数年度にまたがる事業については、平成31年1月末までに当該事業を完了するものが対象となります。



■募集要領「2.2 対象事業者」

Q28	地方公共団体(自治体)や独立行政法人、公益法人等の建物でも対象となるのでしょうか。
-----	---

A 建築主についての規定は特に設けておりません。

Q29	改修する設備機器をリースし、躯体改修を建物所有者が実施する場合、提案者は建物所有者あるいはリース会社のどちらになるのでしょうか。
-----	--

A 提案者は補助を受ける者の連名として応募が可能です。ただし、応募にあたっては、提案者(補助を受ける者)の中から、代表提案者を選定してください。

Q30	設計者、施工者の発注方式(相見積、入札など)に制約はあるのでしょうか。
-----	-------------------------------------

A 契約方法についての規定は特に設けておりません。但し、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めてください。

Q31	ESCO 事業やリース事業での申請は可能と考えられますが、割賦方式による申請も可能でしょうか。
-----	---

A 割賦契約も申請は可能です。本補助事業の補助を受ける者は、資産を所有する方となります。また、募集要領2.2.2に記載のとおり提案者と補助を受ける者は原則同一者としますので、資産を所有する方が申請してください。

Q32	応募予定建築物の所有者が共同所有のため、法人格を有していない組織(組合等)での応募はできるのでしょうか。
-----	--

A 法人格を有していなくても応募は可能です。  
ただし、補助を受ける際は代表者を定めるなどの措置が必要になります。

Q33	応募は確定した案件のみが対象となるのでしょうか。
-----	--------------------------

A 募集要領の2.2.2の注釈にあるように、応募にあたっては補助対象となる建物を確定している必要があります。

Q34	補助を受ける者が決まっていない段階でのいわゆる「システム提案」は申請対象となるのでしょうか。
-----	--

A 建築主や改修内容は決まっている必要があります。

■募集要領「2.3 補助額」

Q35	躯体(外皮)の省エネ改修とは、具体的にどのような改修工事が対象になるのでしょうか。
-----	---

A 屋根・外壁等(断熱)、開口部(複層ガラス、二重サッシ等)、日射遮蔽(庇、ルーバー等)等の構造躯体(外皮)の改修を伴うものを想定しています。募集要領の2.3.1(1)②に記載のものは、本事業では対象となりません。

Q36	躯体(外皮)の省エネ改修として、最低限の改修範囲などの定めはあるのでしょうか。
A	改修割合については、具体的に〇%以上といった規定はしていませんが、限定的な箇所のみを改修する場合、省エネ計画上の妥当性があるものかどうかを確認させていただくことがあります。建物全体に対する改修工事の割合、改修箇所を選定している理由などを様式3-1等へ記載してください。
Q37	太陽光発電設備を設置する場合、補助対象となるのでしょうか。
A	募集要領の2.3.1(1)②に記載のとおり、太陽光発電設備は補助対象となりません。また、15%以上の省エネ効果の計算に発電量を含めることも認められません。ただし、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける場合は、使用する計算方法に準じてください。
Q38	屋上緑化、遮熱塗料や高反射塗料の塗布等は、省エネ改修工事として対象となるのでしょうか。
A	募集要領の2.3.1(1)②に記載されているとおり、屋上緑化及び遮熱塗料等の建築躯体の改修を伴わない断熱工事については対象となりません。ただし、募集要領の2.3.1(1)に記載の条件を満足する日射調整フィルムは、補助の対象とします(補助率は、材工とも1/6)。
Q39	設備の附帯工事費の範囲は、定義された建築設備を省エネ改修するために必要な工事の全てが補助対象と考えてよいのでしょうか。
A	省エネ改修工事の遂行に必要となる工事のみが対象となります。
Q40	募集要領の「2.3.1 省エネルギー改修工事に係る補助額」の工事費と設備費についてですが、「(1)建設工事等に係る補助額」の説明文に「建設工事等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。」とありますが、ここで言う工事費と設備費は、お客様に提案する費用でよいのでしょうか。
A	本事業の補助を受ける者は、省エネ改修工事を行う建築主等となります。補助申請額は、建築主等が最終的に支払う金額を基に算出してください。ただし、消費税額は補助の対象となりません。
Q41	省エネルギー性能の表示に係る費用のうち、採択前に事前確認として第三者評価を受ける費用は、補助対象となるのでしょうか。
A	採択前に省エネルギー性能の第三者評価を受ける申請費用は補助対象外となります。採択後に申請する費用が補助対象となります。
Q42	所定の省エネルギー性能の第三者評価を受けるための申請書類等の作成費用(代行等)は、補助対象となるのでしょうか。
A	申請書類等の作成費用(代行等)は、補助の対象となります。ただし、採択後に着手するものに限ります。

Q43	省エネルギー性能の表示に係る費用は、どの部分までが補助対象となるのでしょうか。
A	第三者評価の評価結果をプレート、シール等で公開するために要する費用が補助対象となります。ただし、採択後に着手するものに限りです。
Q44	省エネルギー性能の表示方法として、プレートやシール等は、どのようなものがあるのでしょうか。
A	<p>参考例として、BELS の表示方法は「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物エネルギー性能表示制度」へ問い合わせください。</p> <p>( <a href="https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html">https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html</a> )</p> <p>また、CASBEE の表示方法は、「一般社団法人建築環境・省エネルギー機構」へ問い合わせください。</p> <p>( <a href="http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm">http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm</a> )</p>
Q45	バリアフリー改修工事のみで提案することは可能でしょうか。
A	省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみを実施する提案は認められません。省エネ改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施する場合に限り、提案を認めます。
Q46	別表2に掲げるいずれかの箇所のバリアフリー改修工事を行えば補助対象となるのでしょうか。
A	<p>募集要領の別表5に掲げる改修箇所における仕様を満足する工事を行えば補助対象となります。</p> <p>ただし、省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみを実施する提案は認められません。</p>
Q47	既にエレベータが設置されている箇所について、エレベータ改修に係る工事を行った場合はバリアフリー改修工事に該当するのでしょうか。
A	すでに当該設備が設置されているものでも、募集要領の 25 ページ別表4に掲げる仕様を満足していないものから満足するものへの改修は、バリアフリー改修工事として補助の対象となります。
Q48	スロープは、補助の対象となるのでしょうか。
A	募集要領の別表5に掲げる仕様を満足するスロープを設置する場合は、補助の対象となります。
Q49	省エネルギー改修工事及びバリアフリー改修工事に係る附帯事務費について、具体的にはどのような項目が補助対象となるのでしょうか。
A	募集要領の別表3. 1に掲げるとおり、当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等に対して、各工事に係る補助額の2. 2%以内を補助します。なお、採択後の交付申請段階では、附帯事務費の根拠等を提出していただきます。

■募集要領「3.1 提案公募」

Q50	応募が多数の場合、どのような基準で採択が決定されるのでしょうか。
A	躯体改修の割合が高いもの、より早く省エネ効果が発現されるもの、設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高い等、省エネ改修として総合性が高いものを優先します。
Q51	躯体の改修割合とは、どのように算出される割合でしょうか。
A	躯体の改修割合は、躯体の項目別の全体面積に対する改修面積の割合とし、様式3-2の1. 躯体改修における改修割合の算定(1)躯体改修の改修割合※2の値です。
Q52	採択決定前に補助事業を開始することは可能でしょうか。
A	募集要領の3.1.2に記載のとおり、採択通知日以降に実施する省エネルギー改修工事(エネルギー使用量の計測・管理に係る工事や省エネルギー性能の表示に係る業務等を含む)、バリアフリー改修工事に限ります。
Q53	採択決定時に、申請を辞退することは可能でしょうか。
A	採択決定後の辞退はご遠慮ください。なお、やむを得ない事情により辞退する場合は、他案件に影響するので可及的すみやかにご連絡ください。
Q54	提出期日までに工事見積が確定しないのですが、金額未定の段階でも応募できるのでしょうか。また、概算によって補助対象費用を算出し、採択後に費用を変更することも可能なのでしょうか。
A	金額未定の段階では応募できません。また、原則として最終決定金額を記載していただく必要がありますが、やむを得ず概算による場合、詳細見積時に減額の可能性があればそれを加味した額としてください。
Q55	他の補助金制度と併用して活用することは可能でしょうか。
A	本事業の補助対象部分について、他の国庫補助や国費を財源とする地方公共団体等の補助金を重複して受けることはできません。改修工事のうち、本事業の補助対象とならない部分で他の補助金等を活用している場合も明確に切り分けできることが必要です。

■募集要領「3.2 補助金交付」

Q56	代表提案者が関連会社及び関係会社へ工事等を発注する場合の条件等がありますか。
A	代表提案者が以下の(1)～(4)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、価格の妥当性を確保するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。 (1)代表提案者自身が代表を務める企業等 (2)100%同一の資本に属するグループ企業 (3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く) (4)代表提案者が役員に就任している企業

Q57	バリアフリー改修工事を行ったことの確認書類としてどのような書類の提出が求められるのでしょうか。
-----	---

- A 募集要領の3. 2. 5に記載のとおり、バリアフリー改修工事を実施した部位ごとに、改修工事前及び改修工事後の写真の提出等、実施が分かる書類の提出していただきます。

■募集要領「3. 3 事業中及び事業完了後の留意点」

Q58	改修後2年間エネルギー消費に関する報告において、応募時の省エネルギー効果が達成されなかった場合に、罰則はあるのでしょうか。
-----	---

- A 原則、申請された省エネ効果が得られることを報告していただきますが、気候条件や使用状況等の不測の事態により規定の効果が出ない場合は、その旨報告してください。また、不測の事態によらず規定の効果が出ない場合は改善処置を求める場合があります。

■募集要領「4. 1 公募・事業登録期間」

Q59	事業登録の締切はあるのでしょうか。
-----	-------------------

- A 事業登録の締切は特に設けておりませんが、事業登録内容を印刷して、応募書類に添付いただく必要がありますので、応募書類の提出日に間に合うように事業登録を行ってください。なお、事業登録だけでは正式な応募とはなりませんので、必ず、所定の様式にて応募書類を提出してください。

Q60	この補助事業は、事業登録の先着順に採択されるようなことはあるのでしょうか。
-----	---------------------------------------

- A 本事業は、先着順ではなく、募集要領の2. 1. 2に記載されている対象事業の要件を全て満足する省エネ改修等事業を広く募集し、応募期間に応募のあった事業について、予算の範囲内で事業費等の補助を行うものです。

Q61	事業登録は、改修内容が未確定でも、事業者名だけを登録することなど是可以ののでしょうか。この場合、事業登録を行う事業者の資格などはあるのでしょうか。
-----	---

- A 事業登録は、今回応募する事業の概要を登録いただくもので、応募書類の一部となります。そのため、応募する省エネ改修の実施場所や工事内容等が確定した段階で登録してください。また、事業登録に資格等はありませんが、応募書類に記載する事務連絡先の方が行ってください。

Q62	事業登録で記載した内容に変更がある場合はどうすれば良いのでしょうか。
-----	------------------------------------

- A すでに事業登録された内容の変更はできませんので、訂正後の内容で、あらためて事業登録の手続きを行ってください。その際、新しい応募番号が発行されますので、新しい応募番号にて応募してください。

■募集要領「4.4 提出書類」

Q63	提出書類の「省エネ効果の計算根拠」について、具体的な計算手法はありますか。
-----	---------------------------------------

- A 省エネ量の計算方法については、特に規定しておりません。計算の根拠を明確にして、所定の様式へ記載してください。なお、申請後に、計算根拠等について不明な箇所がある場合は、追加資料の提出等を求めることもあります。  
また、具体的な計算が困難な場合には、それぞれの用途による簡易計算によることでも応募可能です。

Q64	様式4-2の事業費内訳の備考欄ですが機器性能の特記事項を書くという事ですがどのような事が特記事項にあてはまりますでしょうか。
-----	--

- A 設備機器の性能(成績係数など)について明記してください。

Q65	非住宅の様式3-5の「省エネ計算の算定根拠」の記入上の留意点④で、定格値以外を用いる場合は、前提条件を必ず明記することとありますが、省エネ効果の計算シート「簡易計算用」を使用した場合、運転時間等の前提条件は計算過程で不要と考えます。その場合も、前提条件の記載が必要でしょうか。
-----	--

- A 簡易計算のみで効果を計算する場合には、「省エネ効果の計算根拠」(様式3-5)の提出は不要です。ただし、表中の項目に該当しないものは、その他の欄を使用し、その根拠を「省エネ効果の計算根拠」に記載してください。

Q66	省エネ率の算定において、設備改修では、経年劣化した現状との比較でよいでしょうか。それとも、既設の設備の定格値(定格効率)との比較になるのでしょうか。
-----	--

- A 「省エネ効果の計算根拠」(様式3-5)の記入上の留意点に記載のとおり、効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等にて効果を計算してください。

■その他

Q67	標準単価方式によって補助金の額を算定する場合、延べ面積はどのように算定すればよいのでしょうか。
-----	---

- A 延べ面積は建築確認申請書における延べ面積で算定することとします。

Q68	提案応募時に標準単価方式を選択して申請した後、採択後の交付申請で従来の申請方法による補助金申請をすることは可能でしょうか。
-----	---

- A 提案応募時に標準単価方式を選択した場合、採択後に当該方式から変更することはできませんので留意してください。

Q69	採択通知の時期は、いつ頃でしょうか。
-----	--------------------

- A 8月中下旬頃を予定しています。

Q70	今年度、第2回募集を行う予定はあるのでしょうか。
-----	--------------------------

A 現時点で第2回募集を予定しております。